

但對馬・因幡・支蕃・民部・斷聞屆候分は各別之事。

萬治二年十一月廿五日 御印

五 家屋敷引越料之儀御定

家屋鋪立引料覺

- 一、六拾石より九拾石迄 二百目
- 一、百石 二百五拾目
- 但はした知行有之時は、二拾四石迄下付、二拾五石よりは上付可付。
- 一、百五拾石 三百目
- 一、二百石 三百六拾目
- 一、二百五拾石 四百三拾目
- 一、三百石 五百目
- 一、三百五拾石より四百石迄 六百目
- 一、四百五拾石より六百石迄 七百目
- 一、六百五拾石より七百石迄 八百二拾目
- 一、七百五拾石より八百石迄 九百五拾目
- 一、八百五拾石より九百石迄 一貫百拾目

- 一、九百五拾石より千石迄 一貫二百八拾目
- 一、千五拾石より千三百石迄 一貫四百七拾目
- 一、千三百五拾石より千五百石迄 一貫六百八拾目
- 一、千五百五拾石より千七百石迄 一貫九百二拾目
- 一、千七百五拾石より千九百石迄 二貫八拾目
- 一、千九百五拾石より二千石迄 二貫四百六拾目
- 一、二千五拾石より二千三百石迄 二貫七百七拾目
- 一、二千三百五拾石より二千四百石迄 三貫百目
- 一、二千四百五拾石より二千七百石迄 三貫四百六拾目
- 一、二千七百五拾石より二千九百石迄 三貫八百四拾目
- 一、二千九百五拾石より三千石迄 四貫二百四拾目
- 御切米取り
 - 一、九拾俵より八拾俵迄并御茶堂・醫師・給銀給金取り 二百五拾目
 - 一、七拾俵より六拾俵迄 二百目
 - 一、五拾俵より三拾俵迄、知行五拾石より下奉行並 百五拾目
- 一、足輕・裁許・餌指・御臺所役懸・板前・御大工・掃除坊主

屋鋪御奉行

六 死去人・御鷹師・與力屋敷等之儀御定

覺

- 一、本座御小人・御草履取・御馬捕 七拾目
- 一、能登・越中・小松より引越申者は、右當りに三割半増銀可被下事。
- 一、金澤に家・屋敷持、能登・越中・小松より引越申者は、右當り三ヶ一可被下事。
- 一、金澤に屋敷持、番小屋迄有之者は、右當り三ヶ二可被下事。
- 一、與力并又家中に而茂、右之當り可被下事。
- 一、金澤より能登・越中・小松へ引越申者は三割半増銀可被下事。

町人

- 一、役家前口一間に四拾目充。
- 一、同一間に六拾目宛、二階作。

右圖り之通、引料被下候條、被得其意、可有裁許候。以上。

萬治三年七月十三日 御印

今 枝 民部
奥 村 因幡
前 田 對馬

- 一、御家中死去人跡目無之者、并被放御扶持候者など屋敷之儀、從其頭々普請會所に相斷、屋敷可上之事。
- 一、町醫者之内御屋敷被下候もの致死去候はゞ、屋敷爲上可被申候。親不劣療治能仕候はゞ、其通申上、重而其屋敷可被下候。若其せがれ、不心懸に而療治しかと不仕候はゞ、勿論御屋敷被下間敷候條、町奉行相談、切々改可被申事。
- 一、御家中死去人、男子無之、跡目不被仰付もの、親・妻・娘有之候はゞ、家は可被下旨、重而不及伺申、被下由可被申渡事。
- 一、兄弟・伯父・甥・伯母・姪厄介仕置候はゞ、致詮議、仔細候はゞ親可被申事。
- 一、御鷹師居屋敷、御定歩敷之外、爲鷹部屋并外架屋敷拾歩充、向後増被下候間、可被相渡事。